

訪問支援の約束事



湯浅町教育委員会

子どもが育つと同じように、親も子育てをしながら親として育っていきます。どんな親でも悩みや不安を持ちながら子育てするものです。

そんなとき、ちょっとしたことで、誰かに話ができたり、悩みを共有できたり、時にはアドバイスをもらえたら、案外元気になれるものです。その経験こそが親としての育ちになるのです。

そんな、ちょっとした手助けや相談相手としての訪問支援の輪を広げていきましょう。

1. 訪問支援者としての自覚をもちましょう

① 個人情報の保護（守秘義務）について

家庭訪問すると、その家庭の個人情報を入手することになります。訪問で知り得たことは、決められた人以外には、話をしてはいけません。守秘義務があることを十分に自覚しましょう。

（教育委員会等の担当者に、情報を誰に報告すればいいのか、確認しておきましょう）



② 訪問する目的について

- ・ 訪問の目的は、まずは、家庭との「つながりづくり」です。自分の考えや気持ちに共感してもらえると、相手に対する信頼も深まります。できるだけ日常会話の中から支援員と保護者とのコミュニケーションづくりをしましょう。それには「おこづかいについて」「スマートフォンの与え方について」「親子のコミュニケーションについて」などテーマを決めて訪問するのも効果的です。
- ・ 学校関係者等とすでに問題となっていることを共有した上で訪問する場合は、その都度、訪問の目的や最後はどのような方向性の話で終わるのか、打ち合わせをしておきましょう。



2. 訪問支援の準備をしましょう

①身分証明について

初回訪問時には、名刺など身分を証明できるものがあれば、不信感をもたれることを防ぐことができます。ネームプレートをかけて訪問することに抵抗を感じる家庭もあるので、教育委員会等の担当者と打ち合わせしておきましょう。



②訪問の案内について

突然、家庭を訪問すると、受け入れてもらえないことも考えられます。可能であれば、学校や教育委員会から事前に訪問支援者が家庭を訪問することを知らせるチラシの配布や電話連絡など、アポイントをとっておいてもらいましょう。また、訪問時、各家庭に情報誌等を配布するという目的で訪問することも効果的です。



③緊急時の連絡先について

緊急に連絡が必要になる場合も考えられます。トラブルが起きた時の連絡先を確認しておきましょう。また、どのような場合、連絡すべきかについても、事前に打ち合わせしておくことが大切です。

④訪問先の把握について

事前に詳しい地図等で確認しておきましょう。また、複数の家庭を訪問する場合は、訪問の順番や駐車位置等も確認しておきましょう。

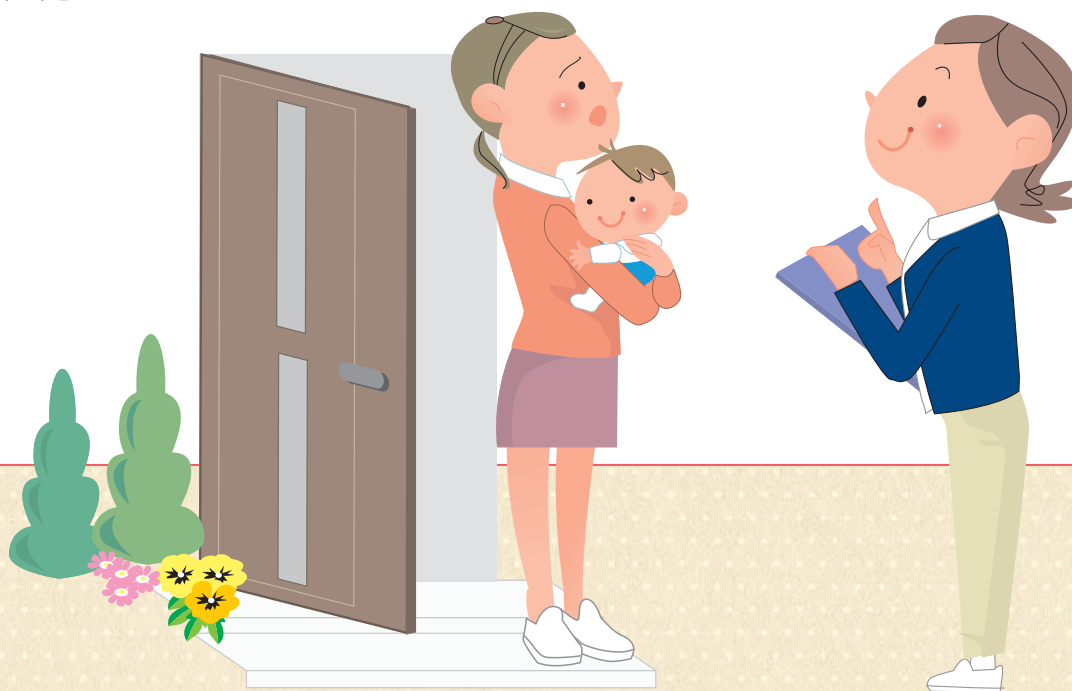
3. さあ、家庭訪問です

① まずは自己紹介から

- ・ 氏名、所属機関（支援チーム名）等の紹介をしましょう。
- ・ 「いいお天気ですね」「子どもさん元気に学校に行っていますか？」など何気ない話題から、コミュニケーションづくりを始めましょう。

② 支援は相談を受けてから

- ・ 緊急時以外は事前に支援が必要であると分かっている場合でも、こちらから話題を切り出さず、相手からの相談を待ちましょう。
- ・ 「子育てって大変ですよ」「なにか困ったことないですか？」などの言葉で呼びかけると相談が始まることもあります。



③ 相手の話を聴き続ける姿勢で

まず相手の話を聞き、共感（相談者を決して否定しない）することが大切です。方法としては、オウム返し法や「そうだったんですか」「たいへんでしたね」等の言葉が相手に受け入れてもらいやすいです。

④ 訪問時答えは出さなくてもよい

訪問先ですぐに返答できないこともできます。そんなときは、「持ち帰って後日連絡させてもらってもいいですか？」と確認して、対応しましょう。特に、返答に迷ったときは、無理に答えないことがトラブル防止にもなります。

4. 家庭訪問の後で

①訪問後の報告について

◎急を要する場合

すぐに「緊急連絡先」に連絡を入れましょう。報告者の氏名、相手の氏名・住所、相談内容や訪問者の気づいたことなど、伝え漏れのないように整理して報告しましょう。

◎急を要しない場合

後日、報告できるように、記録を作成しておきましょう。その場合、記録した用紙等の管理には十分注意が必要です。また、急を要しない場合でも、早めに報告できるように心がけましょう。

②支援方針の検討

◎情報整理を行い各相談内容に寄り添った支援の方針の検討を行います。
また学校との連携で支援方針を共有することが重要です。

・見守り支援について

支援員を担当制にして、常に同じ家庭を見守って行く事で信頼関係を築くことができます。

・学校からの支援について

ケースによっては学校が中心となって支援を行う方が良い場合があります。学校に情報を提供し、協議した上で支援の計画や役割分担をしましょう。

※支援員から学校への情報提供には十分な配慮が必要です。

・関係機関、専門職からの支援について

関係機関等としては、市町村の要保護児童対策地域協議会や福祉関係者、保健師、SSW、SCなどがあります。担当者やリーダーは常にこのような機関と連携を取っておくことが大切です。



支援とは、支援員だけで行うものではありません。また、学校・各関係機関・地域住民もそれぞれが支援者です。支援をするときは、学校や関係機関などと連携しながら、子どもにとってどの機関がどう支援することが最善なのかを最優先に考えて、計画や役割分担を明確にして行うことが大切です。

訪問支援 Q & A

Q 訪問時留守の場合は？

A

予約をしないで訪問する場合は、留守で会えないことも少なくありません。そのような時は「名刺」や「〇月〇日〇時頃訪問しました」などのメモを入れておくのも良いでしょう。逆に、訪問したことを知らせず、再度訪問する方が良い場合もあります。

Q 訪問を拒否された場合は？

A

緊急性がない場合は無理をしない方がいいでしょう。しかし、緊急性があると認められた場合は迷わず教育委員会や関係機関に連絡して、対応をお願いしなければなりません。

Q 保護者と顔見知りになるためには？

A

授業参観や学校行事、地域の集まりなどに参加して、できるだけ大勢の保護者と知り合いになりましょう。訪問時の受け入れや、きっかけづくりに効果的です。

Q 記録の取り方は？

A

簡単でいいので記録用紙をつくっておきましょう。

支援員の氏名、日時、子どもの氏名、学年、誰からの相談であるか、相談内容が記入できるようにしておくといいでしょう。ただし、管理には十分気をつけましょう。

Q 全戸訪問と個別訪問との違いは？

A

全戸訪問はすべての家庭を訪問できるので、警戒心が薄くなり訪問が受け入れられやすく、未然防止や早期発見などにもつながります。しかし訪問件数が多い場合や支援員の人数などの問題があり、工夫が必要になってきます。

個別訪問は目的があって訪問することになるので、警戒されやすく、場合によっては訪問を拒否されることも考えられますが、ピンポイントに支援ができるので効果的です。そのため、訪問のきっかけづくりが非常に大切です。

